

# 平成 27 年度から 軽自動車税の税額が変わります

税制改正にともない、27 年 4 月 1 日から軽自動車税の税額が次のとおり変わります。

■問い合わせ 本庁税務課諸税係 (内線 337・338)

## ◆原動機付自転車および二輪車など

車種区分		税額 (年額)	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50 cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50 cc 超 90 cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90 cc 超 125 cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪	125 cc 超 250 cc 以下	2,400 円	3,600 円
小型二輪	250 cc 超	4,000 円	6,000 円
雪上車		2,400 円	3,600 円
小型特殊自動車	農耕用	1,600 円	2,000 円
	その他	4,700 円	5,900 円



## ◆三輪および四輪以上の車両

初度検査の時期により税額が異なります。また、28 年 4 月 1 日から、賦課期日 (毎年 4 月 1 日) 時点で初度検査から 13 年を超える車両の税額が③の額になりますのでご注意ください。

車種区分		税額 (年額)		
		①初度検査が 27 年 3 月 31 日以前	②初度検査が 27 年 4 月 1 日以降	③初度検査から 13 年超※
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円
		営業用	5,500 円	6,900 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円

※動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車ならびに被牽引車を除く

# 農耕用小型特殊自動車は軽自動車税の申告を

農耕用小型特殊自動車は、軽自動車税の申告が必要です。乗用装置がある車両であれば、公道を走らなくても軽自動車税の課税対象です (固定資産税の償却資産の申告対象にはなりません)。農耕用小型特殊自動車を取得したときは、必ず軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

■問い合わせ 本庁税務課諸税係 (内線 337・338)



交付されるナンバープレート

対象	農耕用トラクター、農業用薬剤散布車、コンバイン、田植機など ※乗用装置があり最高速度が時速 35 km 未満のもの ※上記に該当しない農耕用車両のうち、事業用として所有するものは、固定資産税 (償却資産) の申告が必要
税額 (農耕用)	1 台当たり 年額 1,600 円 (平成 27 年度以降は年額 2,000 円) ※毎年 4 月 1 日現在の所有者に対して課税
申告に必要なもの	①販売店から購入した場合 所有者、使用者の印鑑 販売証明書 (販売店の押印、車台番号、車名の記載あり) ②購入以外の場合 譲り受けなどの場合は、本庁税務課諸税係までお問い合わせください
申告窓口	本庁税務課諸税係または各総合支所市民環境課



# 除雪作業にご協力を

市では、冬期間の除雪を 12 月から実施。3 月までの間、おおむね積雪 10 cm 以上で除雪車が出動します。除雪は、安全で円滑な交通を確保するだけでなく、救急・消防活動のためにも欠かせない作業です。効率よく作業を進めるため、各家庭や地域で次のとおりご協力ください。

■問い合わせ 本庁土木課維持管理係 (内線 514)

## ◎宅地出入り口の雪の除去は各家庭で

道路を除雪した際に、雪で宅地の出入り口をふさいでしまうことがあります。短時間で広範囲の除雪を行わなければならないため、出入り口の雪は各家庭で除去をお願いします。また、宅地内の雪を道路に出すと、道幅が狭くなり路面もでこぼこになって危険です。道路に雪や氷は出さないでください。

## ◎除雪スペースの確保を

植木鉢やプランター、スロープなど、道路に物が置いてあると、作業の妨げや除雪車の故障の原因になるので、撤去をお願いします。また、路上駐車は、作業がはかどらないだけでなく、事故を誘発する恐れがあります。本来の駐車場所に駐車してください。

## ◎道路沿いの樹木の管理を

積雪で木の幹や枝が折れたりしなったりして、作

業や通行の妨げになることがあります。所有者は、道路にはみ出ている樹木の剪定や伐採をお願いします。

## ◎除雪の優先順位へのご理解を

除雪は、生活基盤道路である主要幹線道路、バス路線、通学路を優先的に実施し、その他の道路などは、優先路線終了後に作業します。ご理解をお願いします。

## ◎除雪車とは十分な距離を

除雪車に近寄ると大変危険です。自動車も歩行者も、近くを通るときは十分に安全な距離をとってください。また、道路状況によっては、右側走行で作業する場合がありますので、ご注意ください。

## ◎冬期間は余裕を持った運転を

除雪車は、確実な除雪と事故防止のため低速で走行します。冬期間の自動車運転は、時間に余裕を持ちましょう。

## 除雪に関する問い合わせ先

- ◇国道 4 号…岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所 (☎ 2187)
- ◇県道および国道 (107・343・397・456 号)…県南広域振興局土木部 (☎ 2881)
- ◇市道…本庁土木課維持管理係 (内線 514)、各総合支所地域整備課道路河川係
- ※市道の除雪は、該当する区の担当課へお問い合わせください
- ※除雪に関する要望は、行政区長や町内会長など、地区の代表者を通じてお願いします



# 償却資産の申告はお早めに

事業を営む企業や個人 (以下、事業者) には、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの償却資産 (自動車は大型特殊自動車のみ対象) に対し、固定資産税が課税されます。事業者は、その資産が所在する市町村への申告が必要です。申告が必要と思われる人には、12 月中旬までに申告用紙などを送付します。必要事項を記入し、期限までに提出してください。

■問い合わせ・連絡先 本庁税務課家屋係 (内線 356・357)

【提出期限】

27 年 2 月 2 日 (日)

【申告受け付け会場と日時など】

会場	日時
本庁税務課家屋係	随時、受け付けます
江刺総合支所 市民環境課窓口	27 年 1 月 14 日 (日)
前沢総合支所 市民環境課窓口	27 年 1 月 8 日 (日)
胆沢総合支所 市民環境課窓口	27 年 1 月 7 日 (日)
衣川総合支所 市民環境課窓口	27 年 1 月 15 日 (日)

※各総合支所では、上記以外の平日 (年末年始を除く) も受け付けますが、できるだけ上記日時での申告をお願いします

## 家屋の取り壊しや未登記家屋 を取得した際は連絡を

家屋の固定資産税は、1 月 1 日現在の所有者に課税しています。年内に取り壊した家屋は、次年度から課税しませんので、速やかに連絡をお願いします。後日職員が確認に行きます。

また、未登記家屋の売買、相続などで権利が異動した場合は、未登記家屋所有者名義変更届の提出が必要です。